

令和5年12月11日

入札説明書

自衛隊中央病院の特定調達契約に係わる入札公告(令和5年12月11日付)に基づく入札等について、会計法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約担当官

契約担当官自衛隊中央病院
会計課長 有村 光浩

- ◎ 調達機関番号 010
- ◎ 所在地番号 13

2 調達内容

(1) 品目分類番号

78

(2) 購入等件名及び数量

特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)処理役務 130,000kg

(3) 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(4) 履行場所

自衛隊中央病院

(5) 入札の方法

落札決定方式：単価

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のA、B、C等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当

する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 入札場所の提出場所等

- (1) 入札の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒 154-8532 東京都渋谷区池尻1-2-24
自衛隊中央病院 総務部 会計課 契約班長 門口
Tel 03-3411-0151 内線 6155
- (2) 仕様書についての問い合わせ先
〒 154-8532 東京都渋谷区池尻1-2-24
自衛隊中央病院 総務部 管理課 施設班 生田
Tel 03-3411-0151 内線 6185
- (3) 入札書の受領期限 令和6年2月13日15時00分まで。(郵送する場合には受領期限必着) 但し、入札書持参の場合は開札日時までとする。
- (4) 入札書の提出方法
ア 入札書を作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札 [件名] の入札書在中」と朱書しなければならない。
イ 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日〇時〇分開札 [件名] の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、4(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認められない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しすることができない。
- (5) 入札の無効
ア 本入札説明書に示した競争資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
イ 国の物品等の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第7条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札は無効とする。
- (6) 代理人による入札

代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名の押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

(7) 開札の日時及び場所

令和6年2月14日 15時00分
自衛隊中央病院3階 第2講義室

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した「入札書」、「適合証明書（添付書類を含む）」、「ISO14001：2015認定書（医療廃棄物）」、「資格審査結果通知書」・「特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証」及び「特別管理産業廃棄物処分業許可証」の写しを、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、本入札説明書4(3)の入札書に受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

ア 本入札説明書4(4)に従い書類・資料を添付して入札書を添付して提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において契約担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 契約担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和27年法律第251号）の各条項による。
細部については、契約書により取り交わすものとする。